

さっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 6 日 保健福祉局医務監決裁)

(設置)

第 1 条 本市における食の安全と信頼の確保に係る施策の推進にあたり、市民意見及び各分野の専門的な見識を反映させ、安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を図るため、さっぽろ食の安全・安心推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、本市の食の安全と信頼の確保に係る施策の推進について、評価・助言・提案等を行う。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、推進委員会に臨時委員を置くことができる。

2 第 3 条第 2 項の規定は、臨時委員の委嘱について準用する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(委員長)

第 6 条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、

会議を開くことができない。

(謝礼)

第 8 条 推進委員会の会議に出席した委員に対し、日額 12,500 円の謝礼を支給する。

(庶務)

第 9 条 推進委員会の庶務は、保健福祉局保健所食の安全推進課において行う。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。